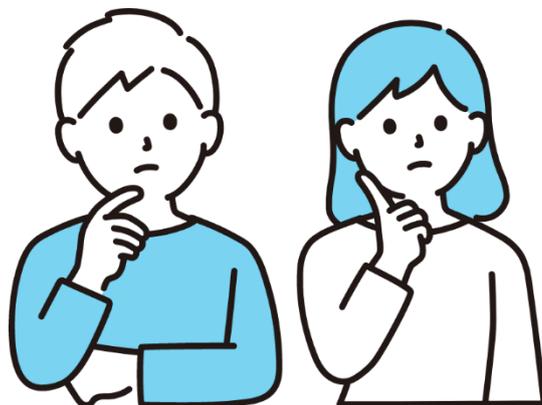


神戸市 不妊治療ペア検査助成事業のご案内

夫婦で早期に受診・検査を行うことにより
不妊の原因を発見し効果的な治療へつなげることができます。

神戸市では、不妊治療の検査に要する
費用の一部を助成し、不妊治療を行う夫婦を支援します。



対象者 以下の(1)～(4)のすべてに該当する方が対象になります。

- (1) 神戸市内に住民票がある夫婦（事実婚を含む）
- (2) 初回検査日における妻の年齢が43歳未満である。
- (3) 夫婦がそろって検査を受けている。
※やむを得ず夫婦別で受診し、妻と夫の初回受診の間隔が3カ月以内の場合は助成対象となります。助成対象となる期間内に検査がおこなわれない場合は対象となりません。
- (4) 今回神戸市に申請する検査等について、他の自治体を実施する不妊検査費の助成を受けていないこと。

助成内容

- (1) 助成額
不妊治療検査に要した医療保険適用外の医療費の10分の7につき、上限5万円まで
- (2) 助成回数
1組の夫婦につき1回限り。
1回助成を受けた後に再度申請しても助成できませんので、夫婦で一連の検査を受ける場合や検査が複数回に及ぶ場合はまとめて申請してください。
- (3) 対象検査
夫婦が医療機関で一緒に受けた、不妊症かどうかを調べるための検査のうち、医療保険が適用されないもの。（紹介状、証明書等書類作成料、手数料及び物品等の費用は含まれません）
不妊症または不育症の治療効果を確認するための検査など、治療の一環としておこなわれる検査は助成対象外です。
また、助成を受けようとする検査費用について、既に他の自治体から助成を受けている場合は本助成の対象外となります。
※ 夫婦どちらか一方の検査がすべて保険適用となる検査であっても、夫婦で検査を受けている場合、助成対象となります。（助成対象となるのはあくまでも保険適用外の検査費用です。）

申請手続き 「検査を実施した日の同一年度内（3月31日まで）」または「検査を実施（終了）した日から3か月以内」のどちらか遅い日までに、必要書類を揃えて申請窓口へお持ちください。

申請窓口

- ・ 住所地を管轄する各区役所・支所の保健福祉課
- ・ 神戸市役所こども家庭局家庭支援課（郵送のみ）

※市役所では直接申請書を持参して申請することはできません。

認定・支給 書類の審査後、承認（不承認）決定通知を送付します。

必要書類

(1) 神戸市不妊治療ペア検査助成事業申請書

※住民票の閲覧についての同意書も兼ねていますので、必ず自署で署名してください。

※自署による署名ができない場合は住民票の写しの添付が必要となります。

(2) 神戸市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書（医療機関が記入したもの）

(3) 領収書（コピー）

※明細書があれば、そちらも提出してください。

※夫婦どちらか一方の検査がすべて保険適用となる検査であっても、夫婦で受診した証明として保険適用分の領収書も添付してください。（助成対象となるのはあくまでも保険適用外の検査費用です。）

(4) 預金通帳（またはキャッシュカード）など口座番号のわかるもの（コピー）

(5) 該当する方のみ必要となる書類

【事実婚の方や、法律上の婚姻関係が住民票で確認できない方】

- ・戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）または戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）

※発行日から3か月以内のもので、夫婦それぞれのもの。

- ・事実婚申立書

【夫婦どちらかの住民票が他都市にある方】

- ・住民票の写し

※発行日から3か月以内のもので、世帯全員及び続柄及び戸籍の筆頭者を記載したもの。

※申請時にすでに神戸市から転出された方は住民票の除票を提出していただきます。

※申請要件の確認のため、上記以外にも戸籍の附票などその他証明書をご提出いただく場合もございます。

※書類をご用意いただく際にかかった費用は自己負担となります。

申請書のダウンロード・よくあるご質問

申請書や受診証明書の様式は、神戸市ホームページから印刷することができます。

神戸市 不妊ペア検査助成事業

検索



お問い合わせ先

	名称	所在地	電話番号	申請手続
区 役 所 保 健 福 祉 課	東灘区役所	東灘区住吉東町5-2-1	841-4131 (代)	可 ※住所地を 管轄する窓口 に限る
	灘区役所	灘区桜口町4-2-1	843-7001 (代)	
	中央区役所	中央区東町115	335-7511 (代)	
	兵庫区役所	兵庫区荒田町1-21-1	511-2111 (代)	
	北区役所	北区鈴蘭台北町1-9-1	593-1111 (代)	
	北神区役所	北区藤原台中町1-2-1	981-5377 (代)	
	長田区役所	長田区北町3-4-3	579-2311 (代)	
	須磨区役所	須磨区大黒町4-1-1	731-4341 (代)	
	北須磨支所	須磨区中落合2-2-5 名谷センタービル5F	793-1313 (代)	
		【令和6年夏頃移転予定】 須磨区中落合2-2-6	793-1212 (代)	
	垂水区役所	垂水区日向1-5-1	708-5151 (代)	
西区役所	西区糀台5-4-1	940-9501 (代)		
玉津支所	西区玉津町小山180-3	965-6400 (代)		
こども家庭局家庭支援課	中央区加納町6-5-1	322-6513 (直)	郵送のみ可	

【兵庫県 男性・女性の不妊・不育専門相談】

不妊・不育にまつわる様々なお悩みを、専門知識を持つ医師や助産師・看護師（不妊症看護認定看護師資格取得者）が丁寧にお応えします。

相談は無料、秘密は厳守されます。

電話相談 専用番号 078-360-1388（第1・3土曜日 10:00~16:00）

※助産師・看護師（不妊症看護認定看護師資格取得者）が相談に応じます。

面接相談 予約専用番号 078-362-3250（完全予約制）

※平日9:00~17:00 相談日の5日前までにご予約ください。

※面接相談の日程・場所については、兵庫県ホームページをご覧ください。

